

意見公募要領

総務省サイバーセキュリティ統括官室
法務省民事局商事課
経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

1 意見募集対象

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（新旧対照条文）（案）
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号二の規定に基づき主務大臣が告示で定める件（新規告示）（案）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

3 意見の提出方法

下記（１）～（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

また、意見公募に係る意見の提出を装ってウィルスメールが送付される事案を防ぐため、下記（４）の電子政府の総合窓口 [e-Gov] を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく申し上げます。

下記（４）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（１）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 宛て

併せて、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5752

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 宛て

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： esign_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 宛て

※ スпамメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします（コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は控えていただきますよう、御協力の程よろしく申し上げます。）。

なお、電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっています。

(4) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

添付ファイルは利用できません。

添付ファイルを送付する場合は、(3)により提出してください。

4 意見提出期限

令和元年11月26日（火）午後5時（必着）

（郵送の場合も、令和元年11月26日（火）必着とします。）

5 留意事項

- 意見が1,000字を超える場合には、その内容の要旨を添付してください。
- 御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号又は電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- 提出された意見とともに、意見提出者の氏名（法人又は団体にあつては、名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する際に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

(別紙様式)

意見書

令和 年 月 日

総務省 サイバーセキュリティ統括官室 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所(注1)

(ふりがな)

氏名(注2)

電話番号又は

電子メールアドレス

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(新旧対照条文)(案)及び電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号二の規定に基づき主務大臣が告示で定める件(新規告示)(案)に関し、別紙(注3)のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地を記載してください。

注2 法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載してください。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください(様式任意)。また、別紙にはページ番号を記載してください。